

福岡地方裁判所委員会（第44回）議事概要

1 開催日時

平成29年3月9日（木）午後3時00分から午後4時30分まで

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）

永松健幹委員長，志村英生副委員長，石山恵美子委員，貝阿彌千絵子委員，川北哲義委員，小林康夫委員，鈴嶋晋一委員，田中利美委員，初村清香委員，藤尾順司委員，宮崎優介委員，森村純子委員，山口朋宏委員（委員長・副委員長以外の委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

東孝賢事務局次長，高津佐邦弘民事首席書記官，杉浦宏明刑事首席書記官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

吉岡誠総務課長，安部誠総務課課長補佐

4 議事（□：委員長，△：副委員長，○：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所）

（1）委員長の選任

地方裁判所委員会規則6条1項に基づき永松健幹委員が委員長に選任された。

◎ 今回の委員長選任自体に異議を唱えるものではないが、将来的には学識経験者から委員長を選任することも考えていただけたらと思っている。

その理由は、所長が委員長になるということはこの委員会の本来の趣旨からして疑問がないわけではないし、また、全国的に見ると学識経験者が委員長をされている委員会がいくつもあるものの、それでもって何らかの問題が生じたという話は聞いたことがない等ということである。

（2）「建築関係事件の付調停について」

(福岡地方裁判所第6民事部溝口優裁判官から、建築関係事件の付調停の取組状況等について説明した上で、意見交換を行った。)

◎ これまでの経験では、医療過誤事件や建築関係事件は当事者間の意見の対立が激しいという印象がある。調停に適した事件を第6民事部に集めているとの説明があったが、調停に適しているというのはどのあたりで判断されているのか。

◇ 端的に言うと、建築関係事件は基本的には調停に適している。調停というのは両当事者間で合意を目指す手続であり、一方だけが調停をしたいとやってできるものではなく、当事者が同意しないと進められない。

調停を使う意味としては、調停委員が関与して専門的知識を導入する点にあり、逆に専門的知識が必要ない事件、例えば契約の解釈だけが問題となっている事件であれば専門家が関与する必要はなく、裁判官だけでよいということになる。

△ 建物というのは時間を重ねていくうちに何らかの変化があるが、例えばガタつきが早く出てきたとか、どこから業者の責任が発生するのだろうかと疑問に思った。3か月までは契約の範囲内で、それ以上は責任の有無の問題とか区別があるのか。

◇ 法律的な観点で言うと、瑕疵、欠陥に基づく損害賠償請求の場合には契約で請求できる期間が決まっている場合がほとんどである。実際、工事約款などで何年までと決めていると、その年数を超えた場合、基本的には請求できないことになる。実例としては1年とか2年としているものが多いと思う。短いと思われるかもしれないが、特別立法があり、新築物件において雨漏りなどの構造上の欠陥、つまり重大な欠陥があった場合には法律で10年は損害賠償ができるとされている。それ以外の欠陥の場合は決められた年数の範囲ということになる。

○ 瑕疵一覧について話をうかがったが、争点がかかなり多い事案の場合、争点

一つ一つを積み上げて判断していくイメージなのか、それともある程度総合的に判断するものなのかうかがいたい。

◇ 調停に付す前に既に訴訟となっている事案であり、調停が不成立になれば調停での意見書が訴訟で証拠になりうることから、一つ一つ見解を示すイメージである。ただし、最後の調停案のところで具体的な金額については総合的に調整することはある。訴え提起前の話合いの段階では、ちゃんとした資料が出てこないこともあり、一つ一つ判断を示すのは難しいかもしれない。

◎ これまでの裁判の経験に基づいてお話しするが、訴訟の途中で和解協議になると訴訟を担当する裁判官が和解に関与し、和解協議で折り合いがつかないとそのままその裁判官が判決を書くので、この裁判官はこういう感じで見ているとか、こういう話になっているからこういう判決になりやすいというのが分かりやすい。付調停事件の場合は、調停主任の裁判官と訴訟を進める裁判官は同じなのか。

◇ 同じである。

◎ そうであれば、和解のときの話と同じように、付調停事件についても、最終的に判決になっても調停での意見書と同じような結論になる可能性が高いと考えてよいか。

◇ 調停委員会の意見書はその時点での裁判官の心証を踏まえて作成するので、担当裁判官の心証が含まれているのはそのとおりである。ただし、調停の中では解明できないこと、例えば破壊検査までしないと分からないこともあり、調停の中で全てが決まるものではない。あくまで暫定的な判断であって、明確な判断まではできないこともある。壁を壊して本格的に検査しないと分からないことや、さらに鑑定をして最終的な結論を出すこともあるなど、調停での意見書がそのまま最終的なものになるとは限らない。

また、訴訟になると、意見書のあとに反論をしてもう一段階出張、立証をすることになる。鑑定まですることは少ないが、当事者が別の建築士に依頼

いして意見書を提出してくることもあり、こういった意見書も踏まえて判決をすることになる。とはいえ、調停での意見書の判断を覆すことは少ない。

- さきほど瑕疵一覧表について、事案によっては項目が相当の数になるという話があったが、もしそれだけの数の瑕疵が本当なら家がボロボロではないかという気もするし、違和感がある。
- ◇ 例えば新築の戸建ての事案だとして、瑕疵を主張する具材だけでも相当の種類があり、壁のひび一つ一つなども積み重ねていくと相当の数になるため、瑕疵一覧の項目がかなり多くなることもある。ただし、ある程度ひとくくりで判断はできるので、項目の数ほどの負担はない。
- 建築専門部や集中部については、設置庁と非設置庁があるとの説明があったが、地域によって設置するところとそうではないところを分ける意味を教えていただきたい。
- ◇ まず専門部については、その種類の事件だけを扱うのでそれなりの事件数がないと設置できないことから、東京と大阪くらいしか設置していないのが現状である。ちなみに、福岡地裁の建築事件の係属数は約70件くらいであるが、通常、民事では裁判官個人で単独事件を160件くらいは担当しているのが通常であることからすると、この事件数で専門部とするのは難しい。

では、集中部の設置についてはどうかと言うと、設置することによるメリット、デメリットの両面が考えられる。メリットとしては、建築関係事件を特定の部に集めることで統一的に処理ができ、調停委員も決まったやり方ができることや、裁判官としてもまとまった件数を処理することで知識も増え、建築関係事件に習熟し、審理運営が早くできるようになるといったことが考えられる。一方、デメリットとしては、建築関係事件というのは本庁や特定の地域のみにあるのではなく、支部でもどこでもありうる事件であることから、集中部を設置してその部の裁判官しか経験できないというのがどうだろうかということも考えられる。

□ 裁判官にとって特定の種類の事件を経験せずに過ごすのは、次に行った裁判所で担当したときに苦勞することになり、それはそれで問題でもある。特に建築関係事件は争点整理が相当のボリュームになったり、現場に行ったりすることも少なくないため、普通の事件より長い時間がかかり、手間もかかる。そのため、そう多くは担当できない難しい事件と言え、集中部を設置して特定の部に固めてしまうと負担も大きくなる。集中部の設置は、事件数の動向やこういった負担との兼ね合いを見ながら考えていくことになると思われる。

○ 建築関係事件の訴えを起こすのにどのくらいの費用がかかるのか。

◇ 訴えを提起する際には求める金額に応じて手数料、つまり印紙代がかかることになる。印紙の額はどれだけの請求をするかによって変わってくる。

○ 調停をやってもらうことで費用が新たに発生するのか。

◇ 基本的には訴え提起の費用のみであり、調停に付すことで新たな費用は発生しない。調停の手續にかかる費用は国庫で負担するので、建築関係事件を調停に付したからお金を追加で払ってくれということは基本的にない。

今話したのは訴訟をまず提起してその後に調停に移行した場合の話であるが、最初から調停を申し立てることも可能である。民事の調停は基本的に簡裁で扱うが、当事者が地裁での調停に合意すれば、地裁で調停手續を行うことも可能である。実際、最初から調停を申し立てた事件が第6民事部でも1件ある。ちなみに、調停申立ての手数料は訴訟提起の手数料の半額であり、差額を払うことでそのまま訴訟に移行して裁判を続けることもできる。

○ 建築を巡ってはお隣トラブルなどいろいろな不満が考えられるが、第6民事部が扱う建築関係事件にはそういったもの全てが含まれるのか。それとも何か境界があるのか。

◇ 第6民事部が扱う建築関係事件は、建築に関わるトラブル全般ではない。お隣トラブルの中でも、例えば、建築中の建物の隣接建物に、工事の影響で

ひびが入ったとか、建物が傾いたという内容であれば、建築関係事件ということになる。一方、隣に建物が建つことで景観が変わることに反対するといった環境に関わる事件は含まれない。

- ◎ 建築関係事件では現地調査に行くことも少なくないと思うが、その際には屋根裏を見たり配管を見たりと、普段は見ないところを見ることも多いかと思う。現地調査等で使用する第6民事部ならではの装備とか何かあれば教えてもらいたい。

また、現地に行かないと分からないこともあるという説明もあったが、実際に現場に行ってみ方が変わったとか何か発見したとかのエピソードがあれば教えてもらいたい。

- ◇ まず装備の点であるが、床下とかにも入るので、つなぎの作業服やヘルメット、懐中電灯はもちろんのこと、ひび割れに当てて何ミリとか測るためのスケール、レーザー墨出し器、床の傾きを確認して1メートルあたりどのくらい下がっているか等を調べるためのデジタル水準器、タイルとかを叩いて調べる打診棒などのほか、メジャー等の一般的な器具も備えている。

次に、何か発見したこととしては、現場に行けば通常何かしら発見はある。例えば、クラックについて、実際に見ると、ヘアークラックとって、乾燥収縮により塗装にひびが入っただけだろうとか、センタークラックが斜めに入っていると構造上の問題の可能性があるとかが、ある程度のあたりをつけることができる。写真では水漏れの原因が分からなかったが、現場を見ると建物全体の構造がよく分かり、鉄骨構造との繋ぎ目である1階の天井に水が入っていることがすぐに分かったというような事例もあった。

- ◎ 今言われたような装備は全国の本庁には同じようにあるのか。少なくとも本庁にはそれぞれあったほうがよいと思うし、なければ最高裁にそろえてもらいたいと言わないといけないと思うが、いかがか。

- ◇ 他の庁にはほぼないと思う。大阪の専門部でもレーザー墨出し器はなかつ

た。装備関係については調停に付すと建築士である調停委員の先生に必要なものを借りているのが現状である。福岡地裁では付調停の取組を始めるにあたって特別に装備をそろえてもらった経緯がある。他の庁はそこまではないと思う。

◎ 建築士である調停委員から借りるといえるのはある意味恥ずかしいものであるし、少なくとも各本庁には必要なものは揃えるべきではないかと思われる。このことを福岡地裁委員会の意見として上の方に伝えてもらっても全然構わない。

○ 私が仕事上でよく聞く相談では、賃貸物件の原状回復に関わるトラブルが多い。建築に関することとして、どこまで補修が必要かが争点になることもあり、このような敷金返還のトラブル解決にこの付調停の仕組みを活かしたりはしないか。

◇ 敷金の返還や原状回復の話は、一般的には金額的に簡裁に行ってしまうことが多く、地裁として事件を扱えるかという点と難しいかもしれない。ただし、建築以外の事件でも、調停において建築士の知見を取り入れる必要があるのであれば建築士の調停委員を使うこともある。例えば、立ち退きを巡るトラブルの事案で、店舗を移転しないといけない場合に、移転先で開業するのに内装工事等がどのくらいの費用がかかり、その内容が相当かどうか、建て替えの場合はどのような工事になりどのくらいの費用がかかるかを見てもらって費用対効果を検討するときに建築士に関与してもらうことも考えられる。

(2) 次回委員会（第45回）の予定

ア テーマ

裁判所庁舎の移転について

イ 日時

平成29年7月13日（木）午後3時から（1時間30分程度）

以上